

2-2 ニュージーランドにおける子ども家庭福祉のサービス体制

2-2-1 子ども青少年家庭庁の組織

子ども青少年家庭庁（Department of Child, Youth and Family Services（以下 CYF と略す））は、ニュージーランドにおける子どもと家庭に関する専門的な政府機関である。The Children, Young Persons, and their families Act 1989（以下 CYPFA と略す）に基づきサービスを提供している。フルタイムのスタッフ総数は 2158 人で、うちソーシャルワーカー及びスーパーバイザーが 989 人、保護部門のワーカー以外のスタッフが 412 人、政策部門のスタッフが 748 人となっている。2002 年時点で 45% が認定ソーシャルワーカーで、2003 年には 54% になる見込みである。

直接のサービス供給にあたる部門は、「ソーシャルワーク・コミュニティサービス」課であり、おおむね同様の 2 つのユニットから構成されている。国内に点在する「サービスデリバリーユニット」が日本の児童相談所にあたり、ソーシャルワーカーが担当地域の子どもの保護と委託、家庭へのサービスをコーディネートしている。サービスユニットの組織体制としては、ゼネラルマネージャーのもと、国内を 6 つに分け、それぞれリージョナルマネージャーが 6 人おり、各 4~5 のサービスデリバリーユニットを管轄している。そのサービスデリバリーユニットマネージャーは 28 人おり、役割としては、他の省庁や民間団体との交渉のなど対外的なマネジメントを行っている。

サービスデリバリーユニットには、スーパーバイザー 1 人に対してソーシャルワーカー 4 人、シニアプラクティショナー 1 人のチームが 4~5 チーム構成されている。シニアプラクティショナーの役割は、新任・経験の浅い現任のワーカーでは十分対応できないような困難なケースを担当する。また、サービスデリバリーユニットマネージャーとは別に、プラクティスマネージャーが 38 人おり、ワーカーの実践に対してのスーパーバイズを行っている。

サービスデリバリーユニットは全国で基幹となるのは 28 か所で、事務員のみが勤務する支局の性格をもつユニットも入れると合計 55 か所、うち 17 か所が里親委託の業務拠点を兼ねている。国立の「レジデンシャルセンター」（居住型施設）は 5 か所である。（所在図参照）

CYF におけるサービスは施設も含め CYRAS というコンピューターソフトシステムで管理・共有される。ひとりのソーシャルワーカーが扱うケース数はおおむね養護ケースが 21~22、非行ケースが 8~9 の合計 30 ケース程度である。インケアの子どもの人数は 4281 人（2002 年 6 月 30 日現在）で、2006 年まで毎年 6~7% 増加すると予測されている。

CYF と家庭裁判所との関係は 1989 年の CYPFA が子どもの保護と非行の更正の両方をあつかうようになったことでより強くなった。14 歳~16 歳が責任能力ありとされ、ユースコートでの審判の対象となる。17 歳以上がクリミナルコートで裁判がなされる。殺人など重罪の場合は 10 歳以上が罪を問われる。非行ケースも被害者の親、加害者の親、親族などその当事者の子どもの利益に関心のある者が集まり処遇の決定を話し合う「ファミリー・グループ・カンファレンス（以下 FGC と略す）」をコーディネーターが主催する。このコーディネーターは高い力量を要求される。CYF の最高責任者が任命し、ケア & プロテクション部門 60 人、ユースジャスティス部門 60 人が配属されている。ソーシャルワーカーとは限らず、警官、民間のコーディネーターもいる。

里親の決定待ちなどの段階において CYF が子どもの「カスタディ」（一時的な後見）となる場合がある。虐待が著しいなど場合は親権を剥奪する。

実際には施設もサービスプログラムも多様な民間機関の資源を活用しながら対応するが、地域で必要なサービスがあれば根拠法がなくても支援をする。この即応性を高めるために 1992 年から別部門だったコミュニティサービス部門とソーシャルワーク部門を 2001 年 12 月に統合して現在の組織となっている。

統合した背景にはサービスが不十分で一般市民からの評価の低下を招き、職員も疲弊していたことがある。こうした状況の中、13% のスタッフが毎年替わり、子どもの死亡が増えたことなどから職員の労働状況とサービスの質の低下に関する調査を実施、2 年前に調査勧告の報告書「ミック・ブラウン・レポート」が出され、スタッフの留任と採用、法的整備について改革することとなった。「ブラウンレポート」とは別に「セクターワイド・ワークフォース・イシューズ」報告書ですべての官民を含む社会福祉分野のソーシャルワーカーの労働環境、資質、技術について改善が勧告され、65% も財源が増えたことでニュージーランドの子ども家庭福祉システムの改

革が現在まさに進行中であり、近年の業務や賃金体系における改善の取り組みで離職率が低下するなど目に見える効果が出てきているという状況である。

職員の任用と専門性について、現時点でSWの厳格な任用資格はないが、国の認定資格制度があるのでその認定を受けられるレベルの人材を登用する努力をつづけている。そのような状況の中でCYFとしては関連学問を修めた学生のリクルートにも力を注いでいる。また、先住民族のマオリ人をスタッフとして働いてもらう点について2005年には全体の25%、部長レベルで14%を目指すという数値目標も掲げている。しかし、仕事内容のたいへんさと賃金のバランス、確立した専門資格である看護・教育分野の就職学生は増えているが、国内の専門資格が未確立であるソーシャルワーカーの職に就こうとする学生は減っている状況である。

2-2-2 一保護システム

ニュージーランドにおける一時保護は、「ファミリーホーム」において委託先決定まで過ごす。これがいわば日本の一時保護所にあたるものである。グループホームの形態をとっており、ニュージーランド国内に50ある。家屋はCYFによって提供され、通常、両親が2人おり、家庭のような雰囲気重視している。送致されてきた子どもがショックを受けないように配慮がなされている。

ここでの役割は、生来の家庭で養育する事が困難な子どもにコミュニティでの里親家庭等が見つかるまでの間子どもを保護する事である。基本的には、元の家族や親類の元に戻すよう努力するが、無理な場合は、里親家庭や施設に行く事となる。兄弟がいる場合などは別々にならないように努力する。また、緊急の一時保護や、休日、休暇の際の一時保護なども行っている。乳児がいる母親と一緒に滞在させどのように子どもを育てるかなどを教えたりもする。更に、家庭に対する子どもの不満を聞いて、ソーシャルワーカーに連絡するなどしている。

28日間の滞在が可能であるが、必要な場合は更に28日間子どもを置く事ができる。

職員はほとんどが夫婦やパートナーで、訓練を受けたソーシャルワーカーである。保育者を対象にCYFは研修制度を設けている。保育者は、月に2日行われる訓練プログラムを受け、法的な問題や身体的・性的虐待、体罰でないしつけの方法、10代の自殺などについて学習する。7~8つの研修を受けた後、資

格が与えられるが、資格を取得した後も、定期的に訓練を受ける事となる。また、CYFの地方支部のスーパーバイザーが1ヶ月に一度、チェックシートに基づきチェックを行っている他、ソーシャルワーカーが頻繁に施設を訪れ子ども達の様子などをチェックしている。

2-2-3 入所型施設

1) エクニ・ケア&プロテクション レジデンシャルセンター

ニュージーランドでは、家族から分離して保護した子どものケアは基本的に里親委託であるが、里親や他の入所施設で対応に限界があると地域のフィールドソーシャルワーカーが最終判断した場合に国立の入所型施設でケアをしている。

その一つであるこの施設は、The Children, Young Persons, and their Families Act1989(CYPFA)、及びCriminal Justice Act1985に基づいて設置されている。所在地は郊外の住宅街である。

入所期間は5日~3か月程度で、調査時点で男子6人、女子4人の計10人の子どもが保護されている。

日勤4人、夜勤3人の配置で6:30-15:00、15:00-22:30、22:30-6:30の3交代制をとっている。

スタッフは、マネージャー1人、スーパーバイザー1人、レジデンシャルソーシャルワーカー12人(日勤)4人(夜勤)、調理2人、洗濯1人の担当者に分かれている。施設内はすべて施錠ができるようになっていて、各担当者職権・役割に応じて限定されたそれぞれの鍵を所持している。また、スタッフの安全を確保するアラームシステムが設置されている。

週1回医師が全ての子どものメディカルチェックを行う。精神科医は必要なときに呼べるようになっている。

日中のプログラムは、9:00-15:30が施設内の学校で派遣されてきている教員2名のもとでさまざまな教科の学習を行っている。

15:30-20:30は施設としてのプログラムが組まれている。

スタッフは暴力を使わないケアの仕方の研修を受けており、子どもの体に手を触れる必要がある場合には「さわってもいいか」と子どもに確認している。

入所時に自殺企図や他の者を傷つける可能性がある行動、心理状態にある子どもは「セキュアユニット」と呼ばれる保護スペースで最長3日間過ごす。ここは、自他ともに傷害が発生しないよう必要最小限の設備しかない。ここに保護する場合は裁判所の許可が出た場合のみである。

他にすべての子どもを対象とした「タイムアップルーム」があり、規則に違反したり、落ち着かせるために最長30分程度入ることがあるが、これもスタッフの恣意的な判断ではなく、法律に基づいてその要件が規定されており、部屋の前にはその規定が明示されている。

体育館、室内プール、バスケットコートもあり、学校のスペースには、絵画、彫刻、音楽、パソコンといった様々な学習・経験をすることができるスペースが設置されており、子どもの学習ニーズに対応している。常にマンツーマンのケアが必要な子どもには学習時にも担当の施設スタッフが側についている。

2) ノーザン・レジデンシャルセンター

近隣と適度に距離をとった住宅地でない地域だが、裁判者や法的なサービス機関、警察などにとって便利な場所であり、専門的なサービスのスタッフや家族がアクセスしやすい所に設置されている。

The Children, Young Persons, and their Families Act 1989(CYPFA)、及び Criminal Justice Act 1985 に基づいて設置されている。

この施設では24時間、毎日46人の子どもを監督している。これらの子どもは17歳以下で、罪を犯したか、犯すおそれがあり、監督することが必要な子ども達、または家族の元で養育する事が困難な子ども達である。実際は、ほとんどが14~17歳の少年である。

施設は3つのユニットから構成されている。それぞれのユニットには3人のソーシャルワーカーと1人のスーパーバイザーがおり、8時間のシフトで勤務している。

職員の構成は、ソーシャルワーカー64人、スーパーバイザー3人、その他(掃除、料理など)12人で、3交替制である。平日の昼間は、手伝いをする他のスタッフもいることもある。ソーシャルワーカーは特別なニーズを持った子どもに接するための訓練を受けている。医者や弁護士が訪問したり、家族や友達が適切なプランを決定するためにファミリー・グ

ループ・カンファレンスに出席することもある。

Residential Services Strategy(RSS)(1996)が現在進行中であり、これは、24時間の居住型ケアにおいて監督することが必要な17歳以下の子どもに特別なプログラムとよりよい設備を提供するための方策である。この方策は、子ども達の特別なニーズに応じるための、専門的な目的に基づいた居住型ケアの施設を設立することを目指している。

現在、それぞれのケアの元に置かれている少数の子ども達は同じ建物の中で生活している。それぞれのニーズは異なるため、それぞれに見合った居住型ケアに焦点を当てる事が提案されている。問題の異なる子どもに別々の設備を提供することにより、個々人にあった適切なケアや保護的な監督、特別に作成したプログラムを子ども達は受ける事ができる。こうして、現代のニーズを満たしていないという従来の問題に加え、施設が老朽化している、専門家による治療やリハビリが出来る環境にないという状況から、RSSは現代的な目的に基づいた施設、制度を提供することを目標としている。RSSでは、重要な要素として、Youth justice と Care protection の施設を完全に分ける、性的虐待を受けた青少年や、深刻な行動上の問題を持った子どもの治療のための新しい専門的治療ユニットを設けるなどを掲げている。

入所対象は、17歳以下の子どもであり、Youth justice provision のもとでは、40人の子どもがケアを受ける事が出来る。これらの子ども達は、逮捕された者、罪を告発され、裁判所の聴取、あるいは聴取の結果待ちの者、裁判所によって施設の元での監督を言い渡された者である。逮捕された者については、CYPFA235条に基づき、警察が子どもを逮捕した際、かれらが裁判所に来なかったり、更に罪を犯したり、証拠を隠滅したり、目撃者を妨害したりするおそれがある場合、一時的に Youth Justice Residence に置く事ができる。罪を告発された者については、CYPFA238(1)、Criminal Justice Act 1985 に基づき、聴取されるまで、及び判決がでるまでの間など留置することができる。裁判所による施設での監督命令はCYPFA311に基づいており、コミュニティで6ヶ月監督の後、3ヶ月まで子どもを置くよう Youth Justice は命令を出す事が出来る。これらは普通、短期間であり、最長期間は3ヶ月である。

Criminal Justice Provision のもとでは、6人の子

どもを保護することができる。ここでの対象は、有罪を言い渡された子ども、傷つきやすい・まだ成熟していないなどで刑務所に行くのが危険である子ども、まだ17歳に達していない子ども、その他特別の事情のある子どもである。

ここでは、子ども達はきめ細かく決められた時間設定によって教育や職業的訓練、リハビリテーション、治療、レクリエーションなどを受ける。それぞれの子どもが罪を犯した理由を考慮し、再犯を防ぐようにするための個別のプログラムが用意される。

また、17歳までの子どもが、コミュニティで安全に世話をされていない場合、ケアと保護（Care and Protection）におかれることとなる。施設への送致の理由は、発達やウェルビーイングが阻害されている、彼らの行動が自身や他者にとって危険である、罪を犯すこともあるがまだ幼い、親が面倒を見ないあるいは見ることが出来ない、ケアの責任をとる人間で重大な違いがある、重要な心理面での愛着を形成する能力が不足している、などである。

期間は、2週間から6ヶ月、あるいは1年である。出来るだけ、早くコミュニティに戻す事を目指している。それぞれの子どものケースチェックは、毎日行われており、ファミリー・グループ・カンファレンスは6ヶ月ごとに行われる。新しい方向として、家族の絆により焦点が当てられているが、家族が安全かどうかの判断は話し合いで決定される。親権はCYFが持つこともあり、親はファミリーセラピーなどを受けにここに来よう促がされるが、義務ではない。

2-3 ソーシャルワーカーのトレーニング体制

こうした中、必ずしもソーシャルワークの専門教育を受けた者だけが任用されるわけではないため、新任・現任の職員のトレーニングが長期間用意されている。（「ニュージーランド・学習および養成開発プログラム」資料参照）

そのトレーニングプログラムはCYFの人材開発の専門部署である「ヒューマンリソース」課で管轄されており、オークランドのラーニング&デベロップメントセンターにおいてプログラムと教材の開発がなされている。国内2か所のトレーニングセンターで同一のプログラムが提供されている。コンピューターによる学習も含んでいる。そのプログラムの概要は次の通りである。

まず、受講生は2～3週間の「オリエンテーショ

ン」を受ける。ここではソーシャルワーカーを目指している自己を意識化し、自己覚知を促進することに重点が置かれている。

次に、合計6週間の「初級養成コース」として、トレーニングセンターの教室で2週間の全般的な学習をしたあと、自分の職場で2週間の実習を行う。その後また教室で2週間の仕上げの学習を行う。

初級養成コースのプログラム内容は、CYFのアクセスメントおよびサービス記録のパソコン記録管理システムであるCYRASの実際的な使用法、子ども虐待・ネグレクトに関する総合的学習、ドメスティックバイオレンスに関する総合的学習、CYFの組織と役割について、調査とアクセスメントについての具体的な方法と留意点、非暴力的な危機介入の方法、リスクアクセスメントの概要とアクセスメントツールの使用法、法律に基づいたソーシャルワーク、先住民との関係の歴史的な学習、青少年サービスの総合的な学習と実践的で根拠法に基づいた現場での運用を学び、日常のソーシャルワークで役立つ内容となっている。また、アクセスメントや記録はすべてコンピューターを使用するようになっており、そうしたツールの習熟も目指している。

上記の初級コースを修了後、1年以内に2週間の「法律と実践コース」を受講しなければならない。そこでは、子どもの保護・分離に関する法律上の規定や守秘義務、またそれに基づき法廷に手続きをする際の実際的方法といった法律に基づいた実際の業務上の法運用について学習する。

研修はポイント制になっており、その後、経験年数によって資格が与えられる。現任トレーニングは年間12回あり、常時開催されているので都合のいいときに受講する。スーパーバイザーを対象とした高度な研修プログラムもある。国内に4つのトレーニング施設があり、20人のCYFのトレーニングスタッフがいる。

2-4 子どもの保護と支援計画におけるあたらしいソーシャルワークシステム—ファミリー・グループ・カンファレンス（FGC）—

ファミリー・グループ・カンファレンス（以下FGCと略記）は、ニュージーランドの原住民であるマオリ族の問題解決方法をその起源とする、子ども家庭福祉の新たな試みである。FGCの目的は、子どもの安全とウェルビーイングを確保する上で家族の自己決定が最大限に保障されることと、子ども福祉の専

専門家と家族との間により強い協力、協働、コミュニケーションが育つことである。FGCは子ども虐待・ネグレクトのほかに、少年犯罪、学校での非行、近隣住民との摩擦、家族の維持などの分野で行われている。本報告では主として虐待・ネグレクトにかかる子どものケアと保護を目的とした FGC について紹介し、そこでのソーシャルワーカーの専門性について検討する。

2-4-1 マオリ族の家族会議 (Whanau Hui)

マオリ族の文化では、「家族 (Whanau)」がもっとも大切な社会の構成要素とされる。この場合の「家族」は拡大家族から、姻族までを含む場合もある。家族を維持する上で、さまざまな不文律があり、メンバーはそれを重んずることとなっている。子どもはマオリ族の社会では大切な存在であり、子どもを養育する責任は「家族」構成員全員に期待される。何らかの問題や、摩擦が起きた場合には家族会議 (Whanau Hui) がもたれる。この「家族会議」の目的は、相互扶助と協働を維持すること、そして身体・心理・情緒・信仰の間の結びつきを強化することである。

2-4-2 FGC 成立の背景

ニュージーランドには 150 年以上前にヨーロッパからの移民が本格的に流入した。この時期から西洋的な問題解決システムが導入された。その下では、家族の未来にかかわる意思決定が家族への相談なしに行われ、家族が所属する文化の文脈も軽視されることが多いことが問題となった。この近代的システムのもとでの問題点として、1) 家族を離れて施設や里親などで、養育される子どもの数の増加と、インケアの期間が長期化・永続化する、2) 子どもや家族に提供されるサービスが、その家族が生活する文化と異なるものである、などが挙げられた。こうした状況に対する見直しとして、子どもが、もともとの家族・養育者やその親族との強いネットワークの中で育つほうが養育上望ましいこと、また、福祉的介入が家族の持つ力をむしろ減少させ、利益より大きな害悪を生み出していることもよくみられたことが指摘されたのである。その結果、家族・親族の自己決定が重要視されるようになった。また、従前のような効率を追求した近代的な社会福祉実践には、現実にはより多くの財政支出・社会的コストが必要となり、政府の財政を圧迫することが見込まれたことも

背景となろう。子どもが親族などのネットワークの中でケアを受けて、そのもとの安全に育つことができれば、FGC などの専門家の養成に資金が必要であったとしても、長期的にみれば政府の支出や、その他の社会的コストが減少することになると考えられるのである。

2-4-3 欧米ソーシャルワークとの融合

このような内省から、とくにマオリ族の文化的独自性に対して適切なサービスの提供を模索する中でマオリ族の家族会議 (Whanau Hui) を基礎としつつ、欧米で発達したソーシャルワークの視点を取り入れたものが FGC であるといえよう。FGC を行う上での基本的な考え方として、1) strength based: 対象者のできないこと「悪い」ところに注目するより、自分たちにできることに焦点を当てる、2) culturally relevant: 効率化を目指した画一的なサービスより、家族が生活する個々の文化的背景に適合したサービスを提供する、3) family centered: 専門家より、家族が意思決定の中心となる、4) outcome oriented: 原因を追求するより、参加者ひとり一人が目的実現に対して何ができるかを非常に具体的な、小さなことまで考える、5) shared responsibility/ participatory: 加害者や養育者に責任を押し付けるより、家族や FGC の参加者である家族をはじめ子どもに関わる多くの人が目的達成に向けた責任と達成の喜びを共有する、の 5 点が挙げられる。

2-4-4 FGC 開催までの流れ

1) 非公式セッションの前置

FGC は裁判所が召集する公式的な問題解決方式である。ただし、CPA は FGC を開催する以前に非公式解決法を前置することになっている。それは通常、家族との話し合い、家族会議 (子どもは余り出席しないが十代になると出ることもある)、家族の契約 (出席者の契約の中身は、親が選択権をもつ) などである。そして、これらが機能しない場合や、子どもが依然として虐待やネグレクトの危機に瀕している場合 (例: 子育て方法、麻薬・アルコールの問題、住居の問題など) に、法的手続き上の公式的解決法として FGC が開催される。なお、非公式の問題解決方法が導入された場合については、3 カ月ごとに見直しが行われ、評価がなされる。また、FGC を開催した結果、参加者が合意に到達できなかった場合は裁判所が介入して子どもの安全な養育にかかる

決定を行うことになる。つまり FGC で合意が得られないということは、親族グループが自己決定を一部放棄したことを意味している、換言すれば親族グループは裁判所の決定に従うことを受け入れる意思決定を行ったことになるわけである。

2) 準備

FGC を開催することが決定されると、コーディネーターはその準備を行うことになる。そこでの主な課題には、FGC の参加メンバーを決定することなどがある。ソーシャルワーカーの力量と FGC の準備・計画の質が、その結果に大きく影響する。

3) 参加者の選定

FGC の構成メンバーは、子どもの最善の利益を根本に決定し、基本的にできるだけ多くの家族、親族が参加する。13 才以上であれば被害を受けた子どもの参加も検討されるが、FGC の過程で、家族親族が論争することが予測されれば、子どもの参加は制限されることもある。こうした場合に子どもの利益を代弁する機能は、ソーシャルワーカーや弁護士が果たすことになる。また、暴力的な虐待の加害者や、加害によって刑に服役している者などは FGC には参加しないことになる。親族などが遠隔地において、近隣に友人などがいる場合で、子どもの利益に鑑みてその友人の参加がメリットとなる場合には友人の参加も可能である。また、教育職や、子どもの犯罪などが関連しているような場合であれば弁護士も参加する。家族が暴力的な場合などには警察官も同席することがある。少年犯罪にかかる FGC では、被害者が参加することもあるし、スポーツクラブのコーチが参加することもある。コーディネーターは、こうした参加候補者と連絡をとり事前の説明と意見聴取を念入りに行うことになる。参加者の数は、6 名程度のものから 30 名程度といった幅がある。

FGC に参加する資格（子どもから見た関係）

（拡大家族） 4 人の祖父母、親、おじおば、いとこ

（その他のグループ） 専門家、通告をした人物、CYF のソーシャルワーカー、警察官、教師、関係機関のソーシャルワーカー、counsel for the child（弁護士、付添い人：少年法関連のケースでは弁護士が出席）

遠隔地に家族がいて、近くにいる友人が本人にとつ

て大きな存在である場合などは友人も参加する。

例外： 性的虐待の場合の加害者である父親が、刑務所に服役しているような場合、排除はされないが参加は不可能。暴力的加害者の場合も排除する方が良い

※なお、子どもは参加しないことが多い。13 歳以上の子どもの場合でも、参加者・親族グループが論争になるのを見せたくないときは排除することがある。こうした場合には、ソーシャルワーカーや弁護士が子どもの利益を代弁する。

4) 計画

参加者が決定されれば、コーディネーターは具体的な日時、場所の決定を行うことになる。FGC ミーティングの日時、場所は参加者の都合に合わせて、夕方や夜のミーティング、会議室や誰かの家を用いるなど柔軟に決定される。重要な人物が刑務所にいるような場合、刑務所で FGC が開かれることもあったという。場面の設定には、当該家族の文化を考慮に入れて細かなセッティングを行うことになる。マオリ族の家庭であれば、テーブルに果物や食物などを置いておくのが望ましい、などといったそれぞれの文化に関する詳細な知識が重要となる。

5) FGC セッション

FGC の本体にかかる時間は、ばらつきが見られるが、2～5 時間が平均的なものであるという。

第 1 段階として、まず参加者の歓迎と自己紹介を短時間で行う。この場合当該家族ないし子どもとの関係を話すことになる。ただしこうした全体の流れも、それぞれの家族の所属する文化に合わせた配慮が必要となるため、一様ではないようである。コーディネーターは話し合いそのものへの介入は最小限にとどめる。その一方でリーダーシップのあり方、話す順番や内容、家族内の上下関係や尊敬のされ方、視線の交わり方など、家族が所属する文化や、メンバー内の文化の違いに対する配慮はコーディネーターの主な役割となる。

第 2 段階として、コーディネーターは法に基づき「子ども保護にかかる懸念」（Care and Protection Concerns）についての情報を参加者に提供する。また、家族が利用可能な社会資源、家族や参加メンバーが持つ長所、その他関連する情報を提供する。その上で質問を受け付け、子ども保護の必要性をメンバー認識したかどうかを確認する。この場合 4 分の

3 以上の合意によって確認され、必要ありと認識されれば、その後の計画を作成することになる。なお、合意が得られない場合は FGC はそこで中止され、裁判所が、当該家族とソーシャルワーカーや弁護士の意見を聞いてその判断をする。

子ども保護に関する判断としてこの場面とくに子どもがどこで誰と暮らすことになるかを考える必要がある。この段階では子どもは家には帰れないこと、養育者（両親）が、ここで得られた課題を達成できるまでは、子どもに対する面会は CYF の監督下のみ可能であること、監護権（custody）は CYF がもつことをしっかりと伝える必要がある。また、ソーシャルワーカーや council のメンバーが子どもの最善の利益について発言をする。

情報提供が行われると、第 3 段階の家族会議がもたれる。ここでは専門職者をはじめ家族以外の者はいったん席を外し、家族だけの話し合いとなる。そこで家族は、サービス計画を作成する。ただし、コーディネーターだけは近くに待機して、必要に応じて補助を行う。

第 4 段階では計画が決定される。家族会議が結論に達するとその他のメンバーが招集され、家族の決定事項が伝えられる。これに参加者全体で修正を加え、全体を詳細に確認する。たとえば子どもの叔父にあたる A さんは、家が遠いので毎週木曜日の夕方に当該家庭に電話をかけて、子育ての愚痴を 20 分程度聞く、などといった細かなことを計画に盛り込む。このことは、結果に注目して、それに向けた責任と役割を共有し、できることをできる範囲で行うという思考の現れであると同時に、視点を「対象者の変化」からそらすことによって、対象者への非難とそこから発生する親族グループの無力化及びその人間関係の弱体化から逃れることができる効果をもつ。そしてコーディネーターが参加者に対して、この合意事項にどの程度賛成できるかを尋ねる。

この決定に対して異議を申し立てることができる者は法によって定められた少数の者に限られる。ニュージーランドではコーディネーターは中立性を確保する必要性のために、この異議申し立ては認められていない。現実の異議申し立ては、その計画が子どもの安全を守ることができないものであることが明白な場合に限られ、全体の 2-5% に過ぎない。これは、FGC が「家族の決定を尊重する」という基本的姿勢のあらわれであるといえる。

決定事項は文書化され、メンバーに伝えられる。

子どもにはソーシャルワーカーが伝えるが、子どもが 13 歳以上の場合は紙面で伝えることになる。

6) フォローアップとレビュー

計画が決定され、実施に移されるとき、さまざまな資源が必要となる。当該家族に対して、その拡大家族はそうした資源を提供することには非常に積極的であることがわかっている。そのことが相互扶助とネットワークの強化につながることもその効果のひとつである。ただし、ここで公的な資源が必要ないということではないことには注意が必要である。実際、計画に基づき提供されるサービスの 6 割程度が公的機関からのものとなっている。

たとえば計画がその通り実施されなかった場合、計画通りの行動をしなかった人物を非難しても望ましい結果は得られない。それどころか、親族の結束を解体する方向に作用し、問題状況を悪化・不安定化することのほうが多いであろう。結果を出すことを常に念頭に入れておくことによって、誰かを非難することを避けることができるのである。この視点に意識的に立ち戻ること、FGC であれば、参加者が立ち戻れるよう援助することが、ソーシャルワーカーには要求される。上の例でいえば、計画を実施できなかった場合、その計画のどの部分が非現実的で高すぎる期待であったのかを検討し、より現実味のある計画を練り直すことになる。

ただし、計画が予定通り実施されないケースや、親子分離され、親戚に預けられた子どもを虐待親が取り戻しにいつてしまうケースは現在もある。この段階はニュージーランドの FGC 実践の中で未発達な部分であり、どのようにフォローアップし見直しをしていくかが今後の課題となっている。

2-4-5 コーディネーター

以上のような流れの全体を通して主要な役割を果たすのが FGC コーディネーターである。FGC コーディネーターがその機能を担う上では、欧米のソーシャルワークとの融合の項で述べた、5 つのソーシャルワークの視点が、FGC の各段階を通して非常に強く感じられる。子どもの虐待やネグレクトを取り扱う FGC では、参加者は非常に強い否定的感情を「加害者」に対して持つことが多く、そのような問題を扱う FGC では、そうした感情及びその発現に対する配慮とコントロールが必要となる。こうした状況のもとでは、従来マオリ族で行われていたような

家族会議というだけでは、互いが相手を非難しあい、傷つけあうだけで、何ら状況は改善しないということにもなりかねない。そしてそのため、相手の非難につながりやすい「対象者に焦点」を当て、「対象者を変える・社会に適応させる」という「治療・適応モデル的」なものから見方からより自由である欧米のソーシャルワークの視点が取り入れられたと考えられる。また、FGCをコーディネートするものには非常に高い専門性が要求される。

子ども保護のFGCコーディネーターはニュージーランド全国で120-130人いる。コーディネーターには基本的にソーシャルワーカーが就くが、学校の教師が就くような場合もある。少年犯罪のFGCの場合、警察官がコーディネーターになることもあるという。多くのコーディネーターはソーシャルワーカーの中から選ばれるが、その基準は力量と性格的なものである。力量の基準は概ねシニアワーカー以上のものが求められ、地位はスーパーバイザーよりも上であるという。年齢的にも40代以上が多い。コーディネーターの給与はスーパーバイザーよりやや少ない程度であるという。一人のコーディネーターが持つFGCの数は週2~3回が多く、FGCに向けての準備が大きな仕事となっている。準備には概ね2~4週間を要することが多い。

ソーシャルワーカーがコーディネーターを兼ねる場合には、中立性と子どもの代弁者という立場の問題がある一方、複雑な法的問題に詳しい、ネットワークの力量がある、子ども保護の専門性がある、子どもの発達についての知識をもっている、時間的枠組みなどのやりくりに長けている、そして何よりもソーシャルワークの視点を持っているという利点がある。ただし、コーディネーターの研修は今後の課題である部分が多いという。

2-5 権利擁護機関：子どものコミッショナー事務所 (Office of the Commissioner for Children)

CYFとは独立した第三者機関として子どもの権利擁護を行うのが、1989年のCYPFAにより創設された子どものコミッショナー事務所である。事務所代表のコミッショナーはCYFが推薦し、総督が任命する。この機関の役割は、CYFや警察とは独立して、教育やソーシャルサービス分野にかかわる行政の子どもに関するサービスを常にモニタリングし、解決に向けて調整提言を行うことで、子ども本人や大人からの通告で行政の対応、機関・施設のチェックを

行う。また、保護者が受刑で子どもを養育できなくなった事例への対応もアセスメントする。

1989年のCYPFAの法律がうまく機能しているかソーシャルサービスの大任に意見具申する役割もある。

事務所の組織は、子どもの権利条約や国内法にもとづいてモニタリングをし権利擁護を担当する「シニア・アドボケート」、ニュースレターやパンフレットの作成など広報・情報提供を担当する「インフォメーションオフィサー」、事務スケジュール管理を担当する「オフィスマネージャー」の三者を責任者として、その下で6人の「アドボケート」と2人の事務担当者がいる。

実際の活動としては、アドボケートが国内の様々な子どもに関する職員や役所の集会や講演に出かけ、子どもの権利条約の趣旨などについて啓発をすることが中心である。

アドボケートの職員の教育歴・職歴は様々であり、小学校教員、教員養成校教員を経て当事務所の教育関係担当となった者、法学部・教育学部を卒業し、弁護士経験を経て当事務所の法律担当となった者、大学のソーシャルワーク学部を卒業し、政府機関のCYFを経て当事務所のソーシャルワーク担当となった者、ディプロマソーシャルワークの学位を取得後CYFのアドバイザーを経験し、当事務所のスーパーバイズ担当となった者と学歴と職歴によって事務所内の役割分担をしている。

通告により調査も実施しているが、現在はこの種の機関として唯一であるため、国内のすべての申立が入ってきてしまうため、将来は地方でも同様の職員、機関を設置し分担をする構想である。また、月1回のトレーニングや講演をとおして施設・機関の職員が子どものアドボケイトをできるように育てているという。

事務所の職員数や予算が限られているため、現状ではすべての委託ケースをレビューすることはできず、通告や問題があったケースのみの対応となっている。今後すべてのケースをモニターできるか検討中である。

CYFの局長とコミッショナー事務所が1か月に1回ミーティングを開催している。調査への協力に関しては緊張関係と協力関係の両面があるとのこと。

2-6 民間団体によるサービス資源 2-6-1 Barnardos

この機関の目指す社会は、子どもが愛情あふれる大人、立派な親に成長できるような社会である。適切なケアや支援、教育を通じて、子どもが様々な幸せを体験できるようにしながら、ニュージーランドの家族や地域社会を助けることを使命としている。質の良い早期教育や保育を必要としている家族、ストレスを抱えていたり危機に陥っている家族、家族や家族サービスについての情報が必要な人々、リスクのある子ども、単親家庭などを対象としている。

年間、6700人の子どもや青少年、5200人の親や家族を援助している。ソーシャルワーカーの他に、ボランティアで構成される評議会（審議会）や、ボランティア、保育者・里親などがある。評議会では、ボランティアのメンバーが会の方針などを定めたり、結果をモニターしたりしている。

サービスの対象は、次のような親や子どもである。すなわち、質の良い早期教育や保育、放課後保育が必要、ストレスを抱えている、家族や家族サービスについての情報が必要、リスクのある子ども、ひとり親家庭、などである。また、特に早期教育センターにおいては、自分の子どもを他者と交流させたい、一時的な休暇が欲しい親なども対象である。

サービスの内容は、教育的保育・放課後のサービスと Support service に大きく分けることができる。教育的保育・放課後サービスには、以下のようなものがある。（利用実績表参照）

Family Day Care では、乳児から学童児を対象としており、親が仕事や勉強をしている時に、あるいは休みが欲しかったりストレスを抱えていたり、困難を経験している時に子どもに保育を行っている。ケアは保育者の家で行われ、時間は流動的である。保育者は事前に訓練を受けている。

Early Learning centers では、家庭ではなくセンターで早期教育や 5 歳児までの保育を提供する。Out-of-School Care は保育者の家で行われ、放課後の活動や、休日のプログラムを提供することもある

次に Support service について、Family support では、ストレスを抱えている家族に対し、ワーカーは家庭を訪問して、子育てや家族の関係、家事などについて援助を行う。この家庭訪問は 3~9 ヶ月行われる。また、グループワークもあり、そこで親は支援を通じて新しいスキルを学んだり、自信を獲得したりする。最終的に人々をエンパワーさせることが目的である。また、Foster Care から戻ってきた子どもへの対処方法や、自閉傾向にある子どもへの

サポートなども行っている。

Children's Access は、子どもが親権のない親に会う際、安全でなかったり支援が必要な場合にスーパービジョンを行ったり、親と良い関係を築く際に援助を行ったりしている。

Foster care は、子どもの家族が危機に直面している時に提供される。子どもの利益を出来るだけ確保するために里親家庭を注意深く選出したり、里親家庭に質の高い支援を与えたりする。また里親になるには 12 時間以下の訓練が必要であり、虐待の子どもの特徴や体罰ではないしつけ法などを学習する。

Parents as first teachers では、多くの機関が Parent Education Program を行っており、子どもが生まれる前後 3~6 ヶ月から、2、3 歳までの間、家庭を訪問して援助を提供する。

Family Star では、マオリや太平洋諸島の人々と協働し、生後 2、3 ヶ月のリスクのある子どもを対象として介入プログラムを提供している。家族を基盤とした集中的なプログラムであり必要な場合は継続される。

Family homes では、犯罪までは至らず、裁判所には行く必要はないが、ケアの必要な低年齢児が対象とされる。6~8 人のソーシャルワーカーやセラピストが 24 時間体制で勤務している。専門のセラピストによるプログラムなどが提供されている。

Family counseling は、家族成員との別れなどの悲しみやその他の危機にさらされている家族に対してカウンセリングを提供する。電話でのカウンセリングサービスも行われている他、バーナードスで里親家庭を提供された子どもに対する情報提供なども行っている。

Footprints to feeling safe は家庭内暴力にどのように対処するかについての特別なプログラムを提供しており、5 歳から 12 歳までの子どもが対象である。Te poutama arahi rangatahi The steps to guide youth では、性的虐待を受けた子どもがそのサイクルを断ち切るためのプログラムを提供している。Te poutama akoranga The steps to learning では、Northern residential center でケアを受けていた子どもへの教育プログラムを提供する。Youth skills は特別な生活技術が必要な青少年を対象としたコースを提供している。Social workers in schools や Rural Social Work では、バーナードスからソーシャルワーカーが派遣される。更に Family advocacy and information resource(Fair)center や

Child and family research center などの研究機関もあり、調査や情報提供が行われている。

2-6-2 Open Home Foundation

子どもや家庭を支援するサービス機関であり、The Children, Young Persons and Their Families Act(1989)に基づいているが、社会福祉局とは独立した組織である。また、キリスト教信者によってサービスは支えられているものの、特定の教会に属しているわけではない。

ニュージーランド国内に 16 の支部があり、100 人以上の職員と 700 人以上の里親、ボランティアによってサービスが提供されている。職員は、ソーシャルワーカーとマネージャー、事務職員である。ソーシャルワーカーは、大学で 4 年間の課程を修了しているか、Diploma を持っている。CYF などでの実務経験があることや、学会に所属していることなどが望ましいとされている。

その他、Prayer Partners、ボランティア、フォスターペアレントなどによって組織は支えられている。

この組織の目指す所は、子どもが強い愛情にあふれた生来の家庭で育つことである。この目的のもと、家族の能力を向上させ、維持するといった長期的目的をもったプログラムを提供している。これらのプログラムは、クリスチানের家族による短期、長期の里親ケアも提供しており、自分の家族に戻る事が出来るようになるまで代替的なケア等を必要とする子ども達に、安全で愛情に満ちた環境を提供している。できれば血縁のある家庭がよいが、無理な場合は、永続的な里親の元で、生来の家族ともコンタクトを保つようにする。スローガンは 'Families helping families' であり、家庭的な環境を重視している。

サービスの対象は、次のような問題を抱えている親あるいは家庭であり、ケアが必要な子どもがいる場合である。すなわち、子どもを養育するのに困難を感じている、子どもを適切に育てたりしついたりする方法が分からず知識などが必要、子どもに情緒的問題や障害があり支援的ケアが必要、子どもとうまくやっていけず子どもが虐待されている兆候をみせている、といった子どもの養育に関する問題や、経済的、住居上の、あるいは仕事に関連した問題がある、カウンセリングや援助を受けている、子どもをフルタイムでケアする事が出来ない、精神的、肉体的に疲労していて支援が必要、病気だったり薬物やアルコール中毒で家族と離れて治療が必要、とい

った親側の問題などである。更に病院へ行ったり休暇で出かけたり一時的に休みたい、といった状況でも利用する事が出来、基本的に親や本人からの相談により里親サービスが提供される。

ケアの長さやタイプはそれぞれだが、大抵 2、3 日か、2、3 週間である。中には 2 ヶ月にもなるものもある。しかし、これはクライアントとソーシャルワーカーの自発的な取り決めであり、変更する事が可能である。

法律上は、最大 28 日と決められているが、更に 28 日延長することが可能である。もし、これが 56 日を越える場合は、Care & Protection Coordinator に通告し、ファミリー・グループ・カンファレンスを召集しなければならない。

里親サービスの他、ここで提供されているサービスは大きく分けてソーシャルワーク、家族や個人に対するカウンセリング、青少年へのサービス、親への教育などである。里親サービスは上述の通り、訓練を受けたクリスチানের家族によって提供され、基本的に生来の家庭が回復するまでであるが、元の家族に戻る事が不可能な場合は、永続的な提供となる。

ソーシャルワークの中には、家族へのセラピーや個人へのカウンセリング、親としての技術や家計に関するアドバイスの提供などがある。また、必要な場合は、他機関や専門機関への斡旋も行っている。また住居を見つれたり、手当ての支給や物質的な支援などを得るための援助も行っている。その他、子どものいる家庭が援助の必要な家庭を支援したり、妊娠した 10 代の若者に対する家庭提供、問題を抱えた 10 代の若者への特別なプログラム、青少年対象のキャンプやレクリエーションなどのプログラムなども行われている。

2-7 大学におけるソーシャルワーカー養成教育

2-7-1 カンタベリー大学におけるソーシャルワーカー養成カリキュラム

ニュージーランドのソーシャルワーカー養成に関して、南島のクライストチャーチのカンタベリー大学と北島のオークランドのユニテック工科大学で大学教員にヒアリングを行った。

大きく言ってニュージーランドのソーシャルワーカー養成教育は、学部レベルでの教育を主とするイギリス型の教育である。これは国際的なソーシャルワーク養成の基準に合致するものでもある。実践者

養成教育はジェネリックなソーシャルワーカーを養成するもので、ソーシャルワーク科卒にあたる4年間のBSW（ソーシャルワーク学士）と、他学科卒業者にソーシャルワークの専門教育だけを施す2年間のDiploma in Social Work（DipSW- ソーシャルワークの卒業証書）のプログラムの二つがある。授業にはソーシャルワークの基礎、人間行動と社会環境、ソーシャル・アドミニストレーション、ソーシャルワーク原理、ソーシャルワーク研究方法、精神保健とソーシャルワーク、ソーシャル・アドミニストレーションと法、異文化ソーシャルワーク、子ども福祉などがある。

BSWやDipSWはソーシャルワークを専門職として行う上での基本的な実践のための資格であるが、現在のソーシャルワーカー不足や、大学での養成が主流となる以前にソーシャルワーカーになった人もまだ多いという状況があり、必ずしもこれらの資格がないとソーシャルワークの分野で働けない、というわけではない。カンタベリー大学のソーシャルワーク課程の学生は主に以前の実務経験がない者たちで、大卒の資格がないまま現場で働いていて、Certificate in Social Workの課程（現任者教育—カンタベリー大学でも行なっているが正式な専門職の資格にはならない）を受けに来る層とは基本的に異なる。

4年間のBSWでは最初の2年間は社会学、心理学、ソーシャルワークの基礎を学び、3-4年で実習やもっと突っ込んだ専門教育をする。カンタベリー大学でのソーシャルワーク学科の1年生の定員は最大200名であるが、現在、85名ほどが1年生で学んでいるという。1年から2年に上がる時に適性を調べるための面接をし、その結果2年生は定員50名になる。更に、2年から3年に上がる際に再び面接があり、40名のみが3-4年の専門教育を受けることができる。ソーシャルワークの学生は全て心理学や社会学を第二専攻としているため、ソーシャルワークに残れなかった学生もそちらで学士を取ることが充分可能である。カンタベリー大学ソーシャルワーク学科の3-4年の教育内容としては、講義、コミュニケーションやアセスメント等の援助技術のトレーニングなどがある。週3日は大学で授業に出て、2日は実習先に行き、全体で130ヶ所ほどの実習先と提携している。

カンタベリー大学では1998年に初めてのBSWを輩出したが、それ以前はDipSWのみのカリキュ

ラムだった。このほかに、論文を書くことを中心とした1年間のソーシャルワーク修士(MSW)のカリキュラムが新しく発足しており、2002年に最初の卒業生を出す予定である。正式な学位はMaster of Arts in Social Workになる。

2-7-2 ユニテック工科大学におけるソーシャルワーカー養成カリキュラム

ユニテック工科大学コミュニティスタディ学科(UNITEC School of Community Studies)が目指している専門職はソーシャルワークとカウンセリングの両方の技量を身につけたソーシャルワーカーであり、その育成を重要な目的の一つとしてカリキュラムを編成している。現状ではソーシャルワーカーは子どもの安全確保のみを行い、カウンセラーはセラピーのみを行っている。また、CYFのワーカーはアセスメント後、子どもや保護者のケアを地域に任せてしまう傾向があり、これらをチームとして協働することのできるワーカーの養成が必要であるとの視点にたっている。1~2年次にソーシャルワークとカウンセリングの両方を教えており、卒後ニュージーランドのカウンセラー協会とソーシャルワーカー協会の両方の認定試験を受ける学生も多いとのこと。

カリキュラムとして、コミュニティスキルを修得するために3年の内に8つの必修コースと5つの選択コースの単位を得なければならない。開設科目はコミュニティで働くソーシャルワーカーとしての自己認識と現場で応用できるスキルを修得することが指向されており、グループ組織化トレーニング、グループスキル、コミュニティ団体の財政援助、子ども虐待の認識、共依存の克服、葛藤解決、カウンセリング、家族カウンセリング、コミュニティワーカーとしてのコンピューター入門、喪失・悲しみと回復、マネジメントスキル入門、薬物乱用、女性と怒り・女性と暴力、障害者の就業、文化的認識など、具体的で実践的な科目名が並んでいる。

ソーシャルワーカーとカウンセラーを分化させるか統合させるかは議論がある点だが、開設科目の名称・内容については、概論や総論的な科目や抽象度の高い内容が多い日本の関係学科は参考にするべき点が多い。理論的、理念的な講義も学んだ上で、実際の利用者や適用場面がイメージできるような学問とスキルトレーニングなしに、専門職の養成は不可能であろう。それには、教授陣にもそのようなスキルトレーニングができるスタッフを擁する必要がある

る。

3. 考察

3-1 ニュージーランドの子ども家庭福祉サービスシステムと職員のトレーニングについて

ニュージーランドのサービスの特徴としては、他の欧米型と同様に里親委託を中心としたケアシステムであることに加え、一時保護を普通の家庭と同じ環境でかつ専門的な力量をもったワーカーがいるグループホームで行っていること、家族および関係者のエンパワーと養育モチベーションを促進し、予後の環境に作用させるFGCシステムの導入、特別なケアが必要な子どもへの対応として手厚い人的・物的環境を用意した入所型施設であろう。

すでに述べたように「FGC」の導入が体现しているソーシャルワーク理念は、「当事者主体」、「当事者自決」であるといえよう。日本でも当事者のニーズを尊重するという理念は唱えられているが、実際の場面ではその理念が必ずしも保障されていない。それは戦後まもなくできた児童福祉法におけるシステムの設計が専門家主体となっている構造的限界がある。

ニュージーランドのFGCは当事者の自己解決能力を信頼し、エンパワメントすることにもつながり、問題解決を実行に移すモチベーションの促進にも機能的であろう。一方このシステムはコーディネーターであるソーシャルワーカーの高いコンペテンシーを要求されるシステムでもある。大学教育の専門性、新任・現任トレーニングプログラムの充実なしには成立しない。

そのため、ソーシャルワーク教育を受けた人材の登用とその後のトレーニングに力を入れはじめている。そのプログラム内容は、日々の第一線の実践に役立つ内容を目指しており、また法的な根拠についても詳しく学ぶという内容であった。法律にもとづいて支援を行うという基本的な原則が貫かれているといえよう。また、統一的で科学的なアセスメントを行うためにシステム化されたコンピュータープログラムのアセスメントツールに関してワーカーが十分使用できることを目的とした学習内容も大きなウエイトを占めている。

CYFであつかったケースはコンピューターシステムに記録されサービス提供において管理・共有されている。この点は情報化の進展がおくれている日本の児童福祉行政分野は参考になるだろう。この種のテーマにおいて必ずセキュリティ上の疑義が出

されるが、セキュリティシステムも発達しており、適切な運用が確保されれば、児童相談所内、児童相談所間、また関係機関間における情報共有と迅速で正確なサービス提供に寄与する効果が期待できるであろう。

福祉サービスの先進国ではそのサービスの充実を担保しているのが民間団体の存在である。ニュージーランドでもCYFが民間の多様なサービスを必要に応じて「契約」し、サービスメニューに組み込んでいくことで利用者に対し、選択肢の幅とニーズにあったサービス提供を目指している。この民間活用の方針がさらに民間団体の力量をつけていく原動力になっていると考えられる。

一方、ニュージーランドでは児童福祉施策において先住民の文化を尊重する多様文化の視点、援助方法が重要視されている。日本ではあまり関係のないように一見思えるかもしれないが、多様なライフスタイルの国民へのサービス提供の具現化において重要な点である。日本でも様々な生活背景、階層、価値観をもった人々が対象者となる。P.ブルデュールはある階級・集団に特有の行動・知覚様式を生産する規範システムである「ハビトゥス」という概念を提出したが、個人の様々な関係や所有、価値観もきわめて社会文化環境に左右されるものであるという視点をもったサービス構築が今後求められる。それがひいては質の高いサービス提供に寄与するのである。

3-2 FGCの有効性と課題

社会福祉システムが持っていた近代的視点が、効率を追求するあまりむしろ人と人との素朴なつながりを弱体化させてしまっていることが見直された結果、個別性を重視することを人間関係の構築につなげていく視点がソーシャルワーク実践の鍵となっている。その重要な試みのひとつとして、FGCが機能していくことが望まれる。ニュージーランドの首都ウエリントンの事務所で、コーディネーターであるソーシャルワーカーに話を伺うことで本報告が作成されたわけであるが、そのワーカーも非ヨーロッパ系と見られ、いわゆるメインストリームに属しない人々が、社会における少数派の文化を尊重する役割をもつソーシャルワーカーになっている。このことの意味も興味深く感じることができた。文化的差異の著しい多民族国家ニュージーランドにおいてその文化的差異を、社会をより豊かなものとする資源と

して積極的に用いることができたのは、ソーシャルワークが持つ「長所に注目する」視点のあらわれであろう。そのように見る視点を持てば、子ども虐待・ネグレクトといった問題が社会に投げかけている事柄も、人と人とのつながりを希薄にする近代に対する警鐘であるともいえる。こうした視点で「問題」がクローズアップされることで、初めて社会が人と人とのつながりを回復する方向に向くのだとすれば、虐待・ネグレクトにも積極的意味を見出す視点を持ちうるのである。わが国のソーシャルワーカーの養成においても、こうした文化的差異に対する敏感さが強調され、それを足がかりとして「問題」とされる状況から積極的側面を見出す視点が養われることが望まれる。

FGC がもつ、家族の文化や自己決定の尊重を通して、非難から助け合いへと状況を転換する性格は、わが国でも有効ではないだろうか。子ども保護だけでなく高齢者・障害者の介護やその他の「問題」においても日本版 FGC が開発されれば大きな役割を担うことができるであろう。

3-3 ニュージーランドの権利擁護機関の課題における日本の現状との相似

サービスシステムの適正な実施と子どもや保護者の権利擁護には第三者機関によるモニタリングが不可欠であるが、この点についてニュージーランドでは、「子どものコミッショナー事務所」がその役割を担うことになっている。様々な専門性と関係職歴のバックグラウンドをもつアドボケーターを配置している事務所であるが、職員の数がきわめて少ない。職員がみとめているように、現在の組織と人数では、行政機関である CYF が対応したケースすべてをレビューすることはできず、通告のあったケースのみ調査が行われる。また、通常の活動としては講演などの啓発活動が中心で、直接子どものところに行くわけでないという。なお、裁判にもちこまれたケースは裁判所の扱いとなり、コミッショナー事務所はタッチできない。通告の連絡先も現在は CYF の部局に入りそこを通して事務所に情報が来るというルートである。

職員によれば、第一義的なクレームや緊急対応はホットラインのある行政でモニタリングはコミッショナー事務所であるという立場をとっているようであるが、資金も政府からのものであり、その機動性と独立性の確保に関しては課題であることは職員も

認めていた。この組織的境界は日本のそれと似ている点が多く、今後のニュージーランドのコミッショナー事務所の展開はわが国の第三者機関の問題を考察する上で非常に参考になると思われる。しかし、日本はごく少数の自治体で独自に設置されているに過ぎず、一方、コミッショナー事務所は国の法律で設置されており、またその存在意義の共通認識がはかられていることがうかがわれる点で一步先を行っているのは確かであろう。

3-5 民間団体の活躍

ニュージーランドの子ども家庭サービスにおいてもっとも大きな戦力の一つは、多くの民間団体であろう。Barnardos のように親や家庭に対し、多くの子育て支援プログラムを提供しているところもあれば、Open home Foundation のように家族や本人からの要望により里親などを紹介して子どもの養育を支援する民間団体もある。

こうした民間団体の特徴は、コミュニティに近い所で親や家庭に対してきめこまやかな支援を行っている点である。時には家庭を訪問して育児をする方法を教授したり、育児を一休みしたい、あるいはストレスや様々な問題で困難に陥っている家庭の子どもを保育したりなど、親とよりそい共に子育てをして行こうという点で評価できる。これは、問題が深刻化する前に援助を行うといった民間団体の重要な役割と捉える事ができるだろう。更に、里親家庭の提供や里親へのサポート、リスクのある子どもへの介入やグループホームの運営なども行われている。ここでは、民間団体を活用する事によって公的な援助が必要な深刻な事態に至るのを予防する役割を担っていると共に、公的な機関と民間機関の間で適切な役割分担ができていると言える。

わが国においては、未だ公的な機関が中心的で、さまざまな役割を一挙に引き受けている感がある。今後は上記のような、民間機関と公的機関の適切な役割分担について検討し、充実した子育て支援制度を構築していくことが求められるであろう。

4. 総括

2 年間の現地調査によって、ニュージーランドの子ども福祉システムの現状と課題を把握することができた。

任用規定が厳密でないものの、ソーシャルワーカーの絶対数の多さと「ソーシャルワーカー」の存在

意義と必要性に関する認識は高い。FGCをコーディネートし、多様な文化背景の住民へのソーシャルワークがもとめられている環境がその要因のひとつであろう。

FGCは単に子どもを保護するだけでなく、その後の子どもの育ちについて家族と関係者が考えていく機会を用意するという点で従来の専門家主導のソーシャルワークからのパラダイム転換をいえよう。結果として子どもの居場所が在宅・社会的養護のいずれになっても、本来の家族の環境調整をはかる原動力となるだろう。

民間団体とのパートナーシップ、ケース記録・共有システムの電子化や一時保護をグループホーム形

態で行うなど参考になる施策も数多くみられた。

また、トレーニングプログラムも現場の職員の声をフィードバックした実践的な内容となっており、必ずしもソーシャルワーク教育を受けてきているとは限らない職員に対しての就職後の訓練は、全国における対応水準の統一化と職員のバーンアウトの予防に寄与するであろう。子どもの保護を法律に基づき法的な手続きについてもソーシャルワーカー一人一人が習熟することを目指すトレーニング内容は有用である。それらの基本的な考え方と資料はわが国の今後の検討にも参考となる情報を得ることができた。

参考・引用文献

Barnardos. (2001). Annual Report 2001

Department of Child, Youth and Family Services. (2001) . Annual Report 2000

Connolly, Marie. (Ed.) (2001). New Zealand Social Work: Contexts and Practice. Auckland, New Zealand: Oxford University Press.

Nash, Mary. (2001). Educating social workers in Aotearoa New Zealand. In Marie Connolly (Ed.). New Zealand Social Work: Contexts and Practice. Auckland, New Zealand: Oxford University Press.

Connolly, Marie. (Ed.) (1999). Effective Participatory Practice: FAMILY GROUP CONFERENCING IN CHILD PROTECTION, ALDINE DE GRUYTER.

Barnardos のサービスを 2000・2001 年に利用した人々

年少児の保育と教育 (2001.6.25～2001.7.1)	6, 353人
ファミリーディケア	5, 169人
バーナードスナニーサービス	40人
早期教育センター	1, 144人
学校外保育 (2001.6.25～2001.7.1)	
学校外保育 (家庭で)	398人
学校外保育 (センターで)	147人
学校外休日プログラム (2000.7.1～2001.6.30)	534人
教育部門 (Contract) (2000.7.1～2001.6.30)	
青少年指導 (性的被虐待者へのプログラム)	14学生
学習	439学生
里親、施設サービス (2000.7.1～2001.6.30)	851人
里親の家庭で養育されている子ども	792人
ファミリーグループホームで養育されている子ども	45人
居住型施設でプログラムに参加した子ども	14人
支援サービス (2000.7.1～2001.6.30)	
Children's Access 子ども	1, 141人
家族	764家族
ファミリーサポート 子ども	2895人
家族	1, 528家族
親教育のプログラム	1, 856人
家庭内暴力に関する子どもへのプログラム	118人
カウンセリング	822件
地方でのソーシャルワーク 子ども	139人
家族	74家族
スクールソーシャルワーク	121件
親教育 (Parents as First teacher) (2001.6.30 のプログラム出席者)	254家族
その他サービス(2000.7.1～2001.6.30)	
フェアセンター 情報の提供	21, 735件
電話調査	3, 595件
親へのヘルプライン電話カウンセリングサービス	1, 197件

ニュージーランド・学習および養成開発プログラム National Learning and Development Programme

初級養成コース (National Training Induction)			
授業科目	受講対象者	授業目的	授業内容
CYRAS 実践ツール	<ul style="list-style-type: none"> リスク推定システム (Risk Estimation System・RES) および、またはウェルビーイングの推進策 (Towards Well-being・TWB) の実践トレーニングを終了し、CYRAS に熟達した職員 TWB ツールとは、保護室収容・ケスラー・自殺のスクリーン、自殺のリスク・アセスメントおよびウェルビーイング・アセスメントを指す。 	<ul style="list-style-type: none"> CYRAS の RES/TWAB 実践ツールにアクセスすることができ、実践ツールを使用して評価を記録することができる 	<ul style="list-style-type: none"> CYRAS の RES/TWB 実践ツールの概論 RES/TWB 記録の配置方法 記録内で参加者を認識し、その巻き込み方 ツールの応用 記録の完成と是認 記録の再評価 YSS 資金の申請方法
マルトリートメントのダイナミックス	<ul style="list-style-type: none"> CYF 庁のソーシャルワーカー、コデーネーター、スーパーバイザー、フラクティス・マネージャー ケア&プロテクション資源特別委員会メンバー (Care and Protection Resource Panel members) 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもへのマルトリートメントに対する個人的、専門的、社会的価値観および信念を認識することができる 上記の価値観が自身の仕事にどのように影響するかを討議する 暴力と子どもへのマルトリートメントに関する要因を認識することができる 子どもへのマルトリートメントに重要な定義および原理について討議する 個人のケア戦略を認識することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ワーカーは、子どもへのマルトリートメントのダイナミックスの概説を学習する。 子どもへのマルトリートメントに関する歴史的背景 個人的な価値観 身体的、性的、心理的虐待およびネグレクト 暴力 子どもの発達段階
			<p>一般的には半日であるが、RES または TWB ツールのどちらか、または両方を学習するが、選択コースによって異なる。</p> <p>3日</p>

<p>家庭内暴力</p>	<ul style="list-style-type: none"> • CYF 庁のソーシャルワーカー、コーディネーター、スーパーバイザー、プラクティス・マネージャー 	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭内暴力について定義し討議をする • 家庭内暴力にまつわる神話を探索し討議する • ドメスティック・バイオレンス法1995年の家庭内暴力を扱うソーシャルワーカーに関するの条項を認識することができる • 力と支配のダイナミックスを認識することができる • 抑圧に伴う感情を認識することができる • マナ・マオリの人格の侮辱にたった植民地化の歴史的背景について、またそれがどのように家庭内暴力の要因になったかを認識することができる • 女性が暴力的関係に身を置く理由を認識することができる • 家庭内暴力が子どもと青少年に与える影響を認識することができる • 家庭内暴力を含むケースに関わるであろうソーシャルワーカーの課題について探る • ケースが家庭内暴力である場合に最善の実践戦略を立てることができる 	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭内暴力のダイナミックスの理解力を高める • 女性と子どもにも影響する家庭内暴力の考察 • 家庭内暴力の犠牲者であるクライエントとソーシャルワーカーの関わり方の考察 	<p>2日</p>
<p>初級養成コースの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • CYF 庁のすべての新任職員 	<ul style="list-style-type: none"> • 非ソーシャルワークの初級養成コースの目的を述べることで • 庁組織の主要な職分の名称と職 	<ul style="list-style-type: none"> • 初級養成コースの概要 • 庁組織の人的配置 • 庁組織の構造 • ソーシャルワーカーの法体系 	<p>1日</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 機能を述べることができる 制定法上のソーシャルワークとその他のソーシャルワークの違いを述べることができる（ソーシャルワーカーの初級養成コースのみ） 庁が提供するそれぞれのサービスについて述べることができる（ジェネリック初級養成コース（Generic induction）のみ） 公的サービスの核心的価値について述べることができる 	<ul style="list-style-type: none"> （ソーシャルワーカーのための初級養成コースのみ） CYF 庁のサービス提供（初級養成コース一般用） 公的サービスの価値 	
調査とアセスメント	<ul style="list-style-type: none"> CYF 庁のソーシャルワーカー、コーディネーター、スーパーバイザー、プラクティス・マネージャー 	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワークの手順のどこに調査が適応されるか認識することができる 制定法上の調査の主要構成要素を述べることができる 事前研修コースを終了した上で、異なるものと協働する場合、自身の態度、知識や技能に反映したかを確認することができる ソーシャルワークの調査に効果的な主要要素を述べることができる 調査計画の準備をすることができる 協同作業のダイナミックスを述べることができる 効果的な契約を指揮することができる 子どもにおよぶリスクに最初の判定を下すための十分な情報収 	このワークショップは、職員が完全なソーシャルワーク・アセスメントを完了するために必要な一連の情報収集をする調査活動を指揮する能力を身につける。 <ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワークの手順の概観 調査命令 調査段階の目的 効果的な調査の主要要素 調査計画の準備 協同作業のダイナミックス 実践のガイドライン ガイドラインを記録する スキルの実践 アセスメントの方針 ソーシャルワーク・アセスメントの枠組み セノグラムの完成 ソーシャルワーク・アセスメントを十分に完了する 	2日

	<ul style="list-style-type: none"> 集をすることができる ソーシャルワーク・アセスメントの構成要素を述べることができる ソーシャルワーク・アセスメントを完了するための一連のツールを使用することができる 調査とアセスメントの手続きを述べることができる 		
<p>ラリ (Lali)</p>	<ul style="list-style-type: none"> CYF 庁のすべての職員 	<ul style="list-style-type: none"> ラリの理論的解釈を説明することができる ラリの内容を述べることができる どのようにしてラリが履行されるようになったのか、その経緯の概略を述べることができる ラリの履行に際して、個人的な活動計画を作成することができる 	<p>このコースは、職員とクライアントのためにラリの概略を説明し、その履行について探索する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ラリの理論的解釈 緊急、短期および中期概略 ラリの履行
<p>非暴力危機介入方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> CYF 庁のすべての職員 公認の子ども・家庭支援サービス機関 公認のイウィおよび文化的社会サービス機関 アクセス・スーパバイザー ケアギバー 	<ul style="list-style-type: none"> 動揺している人への効果的な接近方法およびその緊張状態を軽減する技術の実地研修を行う 自制心を失ったあるいは暴力的になった者に焦点をあてた好ましい対応策の実地研修を行う 危険に巻き込まれるであろう職員のための最善で可能なケア、福祉、安全および保身を維持するためのスキルである、非言語、言語または身体的介入の実地研修を行う 	<p>カリキュラムの中心目的は職員の安全性と健康に対する重要事項にある。本コースは、潜在的な危険状況で働く専門職が暴力と破壊的行為に対して確信をもって適格に対処できるスキルを専門的に提供する。</p> <p>規模の段階的拡大の抑制—このトレーニングは破壊的行為の背後にある理論を注視し、それに関わるための実証された言語や物理的な技術の習得する。非暴力危機介入方法のトレーニングは、自己防衛や拘束の訓練を行う</p>

<p>リスク推定システム (RES)</p>	<p>CYF 庁のソーシャルワーカー、コーディネーター、プラクティス・マネージャー、マルチリポートメントのダイナミックの事前研修コースを終了した専門家サービス部の職員 (Specialist Services staff)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • リスク推定システム (RES) の枠組みを述べることができる • ケースワークにリスク推定を適用することができる 	<p>ものではない。本コースで習得したスキルを、受講者が正確に適用することができたならば、危機を扱うスキルに加えて問題の相手とのラポールを維持するスキルを備えることになる。</p> <p>本コースは、受講者にリスク推定システム (RES) の概要を示す。このシステムとはソーシャルワークのスーパービジョンおよび組織的な方針に基づいて使用する分析の枠組み、判定の決定システムのことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リスク推定の発達史 • リスク推定の構成要素 • リスク推定と文化的ガイドラインを使用して問題の評価を下す訓練 • 子ども保護の手續きにおいて、リスク推定とその位置づけを行う • 3つのケース・スタディについて、リスク推定を応用する • リスク推定を使用する庁の組織的な構成条件 • 【CYRAS 実践ツール(本コースを終了するために半日研修の追加を要請)】 	<p>2日 (CYRAS 実践ツールの半日研修を追加する)</p>
<p>ソーシャルワークと法律 モジュール1 ー概説</p>	<p>その他すべてのソーシャルワークと法律のモジュールを受講者全員のための事前必須科目である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • CYF 庁のソーシャルワーカー、コーディネーターおよび、またはプラクティス・マネージャー 	<ul style="list-style-type: none"> • ワイタング条約を含むニュージーランドの法律の辞典を認識し述べることができる • 制定法にアクセスまたは適用することができる • 受講者の日常行為に影響する法 	<p>本コースは、法律の原則、裁判手續きおよびソーシャルワークの実践に影響する法律と手段について概説する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法律とは • ニュージーランドの法律の起源 • 法律のシステム 	<p>2日</p>